

西原町社会科副読本「わたしたちの西原町」（改訂版）制作業務仕様書

1.業務目的

西原町社会科副読本「わたしたちの西原町」（以下「副読本」という。）の作成に当たり、町立小学校3年生・4年生の児童が自分たちの住んでいる身近な地域や西原町について学び、理解を深めることができるように小学校学習指導要領社会科（平成29年7月告示。以下「学習指導要領」という。）に準拠した内容に改訂を行い、改訂後の副読本の印刷製本及びデジタルブックの納品を行うものである。

2.業務委託内容

委託業務の内容は、次の事業項目とする。

(1) 資料収集・企画編集・原稿作成業務

①資料収集

- ・町立小学校における地域学習の把握と取材、資料や写真の収集、提供・素材選定等

②企画編集

- ・業務を効率的かつ的確に進めるための作業体制の提案
- ・使用学年に応じた表記・表現（イラスト、デザイン作成を含む）の提案・助言と確認
- ・編集委員の指示・意見等を踏まえ学習指導要領及び現行の教科書に即した編集方針の提案

③原稿作成・監修

- ・学習指導要領及び現行の教科書に即した原稿の執筆
- ・学習指導要領・教科書との整合性の確認

(2) 製本等業務

- ・「わたしたちの西原町」の印刷及び納品
- ・デジタルブック（電子ブック）の作成
- ・作成したデジタルブックデータ及び製作に使用した写真等のデータを記録したDVD-R等の記録媒体の納品

納品部数：6部（内訳：西原町教育委員会 2部、町立小学校 各1部）

3.仕様・規格等

(1) 印刷・製本に関すること

【本書仕様】

規格・冊数	B5判・900部（単冊）
ページ数	250ページ（表紙別）
紙質	（表紙） アイベストW（18） （本文） マットコート（70） （その他） 前後見返し コート（90）
刷色	（表紙） 4/0c （前後見返し・本文） 4/4c
製本	無線綴じ

(2) 編集に関すること

①スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契 約		↔										
編 集 委 員 会		●			●							●
取 材		←							→			
校 正									●	●	●	
納品(3/25まで)											↔	
検査(3/31まで)												↔

※上記スケジュールはあくまで予定のため契約後若干変更となることがあります。

②編集上の留意点

ア. 町立小学校で使用している社会科教科書を十分に考慮して、児童の社会科学習がスムーズに進められるような紙面構成を行うこと。

イ. 小学校3・4年生が興味・関心を持ち、意欲的に学習に取り組める内容となるよう編集・デザインを工夫すること。

ウ. 元図や元データを調査入手し、図版・地図、表・グラフを起こし、年表を作成すること。

エ. 本町教育委員会に適宜進捗状況の報告を行うこと。また、編集委員会に参加し進捗状況の報告と内容についての意見交換を行うこと。(編集委員会は3回開催予定)

オ. 校正については、少なくとも2回程度行うこと。

ただし、誤字・脱字等がある場合には、適宜校正回数を増やすものとする。

(3) デジタルブックに関すること

①デジタルブックの仕様

ア. デジタルブックは、本町のホームページ上にリンクを掲載し、だれでも閲覧できる状態であることを確認したものを納品すること。

イ. パソコン、スマートフォン、タブレットで閲覧できるものとする。

ウ. デジタルブックの閲覧環境は、一般的なOS及びブラウザであればデバイスに依存することなく閲覧できるものとする。

エ. 各種アプリケーションのダウンロードやインストールを必要とすることなく閲覧できるものとする。

オ. 次回の改訂までに、対象学年の学習に影響を及ぼす程、デジタルブックの内容が現状にそぐわなくなった場合は、(学習指導要領の改訂を除く)1年につき10ページまでは写真やデータ、記事の変更を行うこととする。

②デジタルブックの機能

ア. 学習内容に関わる公的機関が運営するウェブサイト、動画サイト等も設けること。

※リンク先については、編集委員会及び教育委員会でリストアップし調整すること。

イ. 下記要件を最低限満たすこと。

- ・表示は見開き2ページとする。

- ・画面上で、前ページ及び次ページにめくる機能並びに最初及び最後のページへ移動

する機能を有すること。

- ・拡大・縮小及びページ内移動の機能を有すること。また、拡大表示時は、ナビゲーション機能を有すること。
- ・付箋機能を有すること。
- ・検索機能を有すること。

4.著作権

成果物の著作権は西原町に帰属する。ただし、本委託事業の実施にあたり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、請負事業者の責任をもって処理すること。

5.その他

- (1) 本事業の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ書面により承認を得なければならない。ただし、資料の収集、整理、複写、データ入力等の簡易な業務についてはこの限りでない。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項については、その都度協議の上、決定しなければならない。